

# 令和5年第2回三重県議会定例会

## 予算決算常任委員会

### 医療保健子ども福祉病院分科会

#### 説明資料

	頁
<b>【 所管事項説明 】</b>	
1 債権処理計画（令和4年度実績・令和5年度目標）について	
・令和4年度 債権処理計画（実績・総括票）	1
・令和4年度 債権処理計画（実績・個票）	2
・令和5年度 債権処理計画（目標・総括票）	3
・令和5年度 債権処理計画（目標・個票）	4
・未収金対策について	5
2 「三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例」に基づく報告	6
<b>【 議案補充説明 】</b>	
1 認定第4号 令和4年度三重県病院事業会計決算 「決算審査意見に対する考え方について」	10

令和5年10月6日  
病院事業庁

# 1 債権処理計画（令和4年度実績・令和5年度目標）について

様式(実績2)

令和4年度 債権処理計画(実績・総括票)

1 部局長等名	病院事業庁長
2 取りまとめ担当課名	県立病院課

滞納債権の現状

3 令和4年度実績

債権の性格	種別	A 令和3年度 実績	B 当初 (令和3年度末)	C 令和4年度 目 標 (4年度発生分を除く。)			D 実績(令和4年度末) (4年度発生分を除く。)				E 4年度発生分 期末残高	F 令和4年度末 B-D+E	主な債権	
		処理額	未済額	処理額	回収率・整理率		処理額	回収率・整理率		目標達成率	金額	金額		
		処理件数	未済件数	処理件数	全体比 C/B(%)	前年比 C/A(%)	処理件数	全体比 D/B(%)	前年比 D/A(%)	D/C(%)	件数	件数		
3-1 強制徴収 公債権	回収対象	0 円		0 円	回収率		0 円	回収率						
		0 件		0 件	回収率		0 件	回収率						
	整理対象	0 円		0 円	整理率		0 円	整理率						
		0 件		0 件	整理率		0 件	整理率						
計	0 円	0 円	0 円	処理率		0 円	処理率			0 円	0 円			
		0 件	0 件	0 件	処理率		0 件	処理率		0 件	0 件			
3-2 非強制徴収 公債権	回収対象	0 円		0 円	回収率		0 円	回収率						
		0 件		0 件	回収率		0 件	回収率						
	整理対象	0 円		0 円	整理率		0 円	整理率						
		0 件		0 件	整理率		0 件	整理率						
計	0 円	0 円	0 円	処理率		0 円	処理率			0 円	0 円			
		0 件	0 件	0 件	処理率		0 件	処理率		0 件	0 件			
3-3 私債権	回収対象	5,424,693 円		4,992,468 円	回収率	92.0	3,660,174 円	回収率	67.5	73.3				
		65 件		12 件	回収率	18.5	42 件	回収率	64.6	350.0				
	整理対象	1,895,518 円		917,000 円	整理率	48.4	2,335,860 円	整理率	123.2	254.7				
		5 件		2 件	整理率	40.0	17 件	整理率	340.0	850.0				
計	7,320,211 円	53,643,016 円	5,909,468 円	処理率	11.0	5,996,034 円	処理率	11.2	81.9	101.5	3,186,488 円	50,833,470 円	県立病院使用料等	
	70 件	385 件	14 件	処理率	3.6	59 件	処理率	15.3	84.3	421.4	79 件	405 件		
回収対象	5,424,693 円		4,992,468 円	回収率	92.0	3,660,174 円	回収率	67.5	73.3					
	65 件		12 件	回収率	18.5	42 件	回収率	64.6	350.0					
整理対象	1,895,518 円		917,000 円	整理率	48.4	2,335,860 円	整理率	123.2	254.7					
	5 件		2 件	整理率	40.0	17 件	整理率	340.0	850.0					
計	7,320,211 円	53,643,016 円	5,909,468 円	処理率	11.0	5,996,034 円	処理率	11.2	81.9	101.5	3,186,488 円	50,833,470 円		
		70 件	385 件	14 件	処理率	3.6	59 件	処理率	15.3	84.3	421.4	79 件	405 件	

様式(実績1)

令和4年度 債権処理計画(実績・個票)

1 債権名	県立病院使用料等
2 債権の性格	私債権
3 債権の概要	県立病院で診療、処置等を受けた者が納付しなければならない使用料等(三重県病院事業条例)
4 滞納となった要因等	患者の生活困窮
5 部局長等名	病院事業庁長
6 所管課等名	県立病院課

7 取組方針	回収対象債権について、積極的に納付の督促等を実施する。 連絡が取れない債務者については臨戸訪問を出来る限り実施する。
8 取組成果	債務者に対して、書面、電話、臨戸訪問等を実施して、督促等を行い早期の納付を促すとともに、弁護士への回収業務委託を実施しました。 そうした結果、令和4年度中において約366万円の債権を回収することができました。

滞納債権の現状

9 令和4年度実績

債権の性格	種別	A 令和3年度実績		B 当初(令和3年度末)		C 令和4年度目標(4年度発生分を除く。)				D 実績(令和4年度末)(4年度発生分を除く。)				E 4年度発生分期末残高	F 令和4年度末B-D+E
		処理額	未済額	処理額	未済額	処理額	回収率・整理率		処理額	回収率・整理率		目標達成率	金額	金額	
		処理件数	未済件数	処理件数	未済件数	処理件数	全体比 C/B(%)	前年比 C/A(%)	処理件数	全体比 D/B(%)	前年比 D/A(%)	D/C(%)	件数	件数	
9-3  私債権	回収対象	5,424,693 円		4,992,468 円	回収率		92.0	3,660,174 円	回収率		67.5	73.3			
		65 件		12 件	回収率		18.5	42 件	回収率		64.6	350.0			
	整理対象	1,895,518 円		917,000 円	整理率		48.4	2,335,860 円	整理率		123.2	254.7			
		5 件		2 件	整理率		40.0	17 件	整理率		340.0	850.0			
	計	7,320,211 円	53,643,016 円	5,909,468 円	処理率	11.0	80.7	5,996,034 円	処理率	11.2	81.9	101.5	3,186,488 円	50,833,470 円	
		70 件	385 件	14 件	処理率	3.6	20.0	59 件	処理率	15.3	84.3	421.4	79 件	405 件	

様式(目標2)

令和5年度 債権処理計画(目標・総括票)

1 部局長等名	病院事業庁長
2 取りまとめ担当課名	県立病院課

滞納債権の現状  
3 令和5年度目標

債権の性格	種別	A 令和4年度末	B 令和5年度目標 (5年度発生分を除く。)			C 令和5年度当初に存在する債権にかかる令和4年度処理額 (4年度発生分を除く。)	主な債権	
		未済額	処理額	回収率・整理率		処理額		
		未済件数	処理件数	全体比 B/A(%)	前年比 B/C(%)	処理件数		
3-1 強制徴収 公債権	回収		0 円	回収率		0 円		
			0 件	回収率		0 件		
	整理		0 円	整理率		0 円		
			0 件	整理率		0 件		
計		0 円	0 円	処理率		0 円		
		0 件	0 件	処理率		0 件		
3-2 非強制徴収 公債権	回収		0 円	回収率		0 円		
			0 件	回収率		0 件		
	整理		0 円	整理率		0 円		
			0 件	整理率		0 件		
計		0 円	0 円	処理率		0 円		
		0 件	0 件	処理率		0 件		
3-3 私債権	回収		3,964,390 円	回収率	108.3	3,660,174 円	県立病院使用料等	
			49 件	回収率	116.7	42 件		
	整理		1,089,910 円	整理率	46.7	2,335,860 円		
			7 件	整理率	41.2	17 件		
計		50,833,470 円	5,054,300 円	処理率	9.9	5,996,034 円		
		405 件	56 件	処理率	13.8	59 件		
合計	回収		3,964,390 円	回収率	108.3	3,660,174 円		
			49 件	回収率	116.7	42 件		
	整理		1,089,910 円	整理率	46.7	2,335,860 円		
			7 件	整理率	41.2	17 件		
計		50,833,470 円	5,054,300 円	処理率	9.9	5,996,034 円		
		405 件	56 件	処理率	13.8	59 件		

※ 前年度に完済した債権は、現年度の債権処理計画(目標)を作成しないことから、C欄に含まれません。  
完済した債権を含む前年度の債権処理実績は、別冊「債権処理計画(実績)」でまとめています。

様式(目標1)

令和5年度 債権処理計画(目標・個票)

1 債権名	県立病院使用料等
2 債権の性格	私債権
3 債権の概要	県立病院で診療、処置等を受けたものが納付しなければならない使用料等(三重県病院事業条例)
4 滞納となった要因等	患者の生活困窮
5 部局長等名	病院事業庁長
6 所管課等名	県立病院課

7 取 組 方 針	回収対象債権について、積極的に納付の督促等を実施する。 連絡が取れない債務者については臨戸訪問を出来る限り実施する。
-----------------------	---

滞納債権の現状

8 令和5年度目標

債権の性格	種別	A 令和4年度末		B 令和5年度目 標 (5年度発生分を除く。)			C 令和5年度当初に存在する債権にかかる令和4年度処理額 (4年度発生分を除く。)		備考	
		未済額		処理額	回収率・整理率		処理額			
		未済件数		処理件数	全体比 B/A(%)	前年比 B/C(%)	処理件数			
8-3  私債権	回収	/		3,964,390 円	回収率		108.3	3,660,174 円		
		/		49 件	回収率		116.7	42 件		
	整理	/		1,089,910 円	整理率		46.7	2,335,860 円		
		/		7 件	整理率		41.2	17 件		
	計		50,833,470 円		5,054,300 円	処理率	9.9	84.3	5,996,034 円	
			405 件		56 件	処理率	13.8	94.9	59 件	

## 未収金対策について

過年度医業未収金の縮減に向けて、発生防止と回収の両面から対策を実施しています。

### (1) 発生防止

#### ① 早期相談の促進

入院時に、入院費用の説明に加えて高額療養費制度についても説明し、診療費用の支払いに関する早期相談の促進に努めています。

#### ② 公費負担制度の説明と申請のサポート

診療時や相談対応時など様々な機会を捉えて、公費負担制度の説明及び申請のサポートを行っています。

#### ③ 院内各部署における情報共有と連携

病棟、会計、地域連携室等において、患者の支払いに関する情報の共有を徹底しながら、早期の対応（面談、早期支払いの働きかけ等）を行っています。

### (2) 回収

#### ① 連帯保証人を含めた督促・催告の実施

文書及び電話等による督促・催告を、本人に加えて連帯保証人等に対しても継続的に行っています。

#### ② 法的措置の実施

病院からの督促等に応じず、理由なく支払わない者に対しては、裁判所が債権者に代わって債務者に請求する制度（支払督促）の活用や、給与の差押えなどの強制執行を行っています。

#### ③ 弁護士法人への回収業務委託

県独自の対応で回収が困難なものについては、弁護士法人に回収業務を委託しています。

### 【過年度医業未収金の状況】

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	R4-R3
前年度 期末残高 A	57,796	53,643	△4,153
当年度 発生額 B	3,168	3,186	18
当年度 減少額 C	7,320	5,996	△1,324
回収	5,425	3,660	△1,765
不納欠損等	1,896	2,336	440
当年度 期末残高 A+B-C	53,643	50,833	△2,810
当年度 期末件数	385 件	405 件	20 件

※千円未満四捨五入のため、合計や差引が合わない場合があります。

## 2 「三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例」に基づく報告

第2-2号様式(条例第6条第1項関係)

### 交付決定実績調書(5億円以上)

(部局名:病院事業庁) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者の氏名及び住所	交付決定額	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	実現しようとする政策、施策及び目標	補助金等の交付以外の方法の可能性	課(室)名	備考
1 (1)	政策的医療交付金 (令和5年度)	公益社団法人 地域医療振興 協会 東京都千代田 区平河町二丁 目6番3号	606,879	三重県立志摩病院(以下「志摩病院」という。)の指定管理者である公益社団法人地域医療振興協会が志摩病院において政策的医療を実施するための経費として交付金を交付する。	(目的・理由) 地方公営企業法等で定める一般会計が負担すべき経費として当該交付金を指定管理者に交付することで安定的な政策的医療の実施を担保する。 (根拠) 三重県立志摩病院の管理運営に関する基本協定書	(政策) 医療・介護・健康 (施策) 地域医療提供体制の確保 (目標) 県立病院による良質で満足度の高い医療サービスの提供	志摩地域の中核病院である志摩病院を指定管理者が、安定的・継続的に運営するためには、必要となる経費に対し、交付金を交付することが適当である。	県立病院課	

交付決定実績調書(5億円以上、変更分)

(部局名:病院事業庁) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者の氏名 及び住所	事業内容	交付決定額		変更の内容及び理由	課(室)名	備考
				変更前	変更後			
1 (1)	政策的医療交付金 (令和4年度)	公益社団法人地域医療振興協会 東京都千代田区平河 町二丁目6番3号	三重県立志摩病院 (以下「志摩病院」と いう。)の指定管理者 である公益社団法人 地域医療振興協会が 志摩病院において政 策的医療を実施する ための経費として交 付金を交付する。	599,975	590,447	所要経費の精査による減額	県立病院課	



第3-2号様式(条例第8条第1項関係)

### 補助金等の交付実績

(部局名:病院事業庁) (単位:千円)

番号	事務事業名	補助金等の名称	補助事業者等の氏名	交付額	交付の根拠	課(室)名	備考
1	志摩病院運営事業費	政策的医療交付金	公益社団法人地域医療振興協会	590,447	三重県立志摩病院の管理運営に関する基本協定書	県立病院課	

補助金等評価結果調書

(部局名:病院事業庁) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	当初交付決定額	交付実績額	評価結果	課(室)名	備考
4-1	政策的医療交付金 (令和4年度)	公益社団法人地域医療 振興協会 東京都千代田区平河町 二丁目6番3号	599,975	590,447	<p>(根拠) 三重県立志摩病院の管理運営に関する基本協定書</p> <p>(公益性) 志摩地域の中核病院である県立病院として指定管理者制度導入後においても県民に良質で満足度の高い医療を安定的・継続的に提供するためのものであり、公益性を有する。</p> <p>(必要性) 地方公営企業法等で定める一般会計が負担すべき経費として当該交付金を指定管理者に交付することで安定的な政策医療の実施を担保するため、この交付金の制度は必要である。</p> <p>(効果) 指定管理者の運営のもと、当該交付金により志摩地域の中核病院として、安定的・継続的な医療の提供に寄与することができた。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 政策的医療の実施等に係る費用として、県が病院運営を行う場合に適用している一般会計から地方公営企業会計への繰出金の算定基準に基づき交付しているものであり、適当である。</p>	県立病院課	

# 1 認定第4号 令和4年度三重県病院事業会計決算 「決算審査意見に対する考え方について」

項目 (1)	令和4年度決算と次期中期経営計画の策定について	意見書 2頁
意見	<p>令和4年度病院事業会計については、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」 という。）の影響で前年度に引き続き入院患者数は減少したものの診療単価の上昇により医業収益は増加したが、エネルギー価格の高騰等により医業費用も増加したため、医業損益は前年度と比べ約4,961万円悪化した。また、感染患者受入れのための病床確保に係る国からの交付金が大きく減少したため、純損益は、約5億2,304万円の黒字となったが、前年度に比べ約4億4,378万円悪化した。なお、累積欠損金は約73億円と依然として多額であるが、病院別では一志病院は約2,156万円まで減少している。</p> <p>「三重県病院事業 中期経営計画（平成29年度～令和2年度）」については、令和4年度も引き続き計画期間を延長して単年度計画としているが、その成果目標の達成状況には改善が見られない。国からは「公立病院経営強化ガイドライン」が示されており、感染症対応における役割等、県立病院を取り巻く環境の変化への対応が求められる中で、地域医療構想等との整合を図りながら令和5年度中に「公立病院経営強化プラン」（次期中期経営計画）を策定することが求められている。</p> <p>このことから、国からの交付金の減少が予想されるなかで、県立病院として新興感染症への対応等の必要な役割を果たしながら、地域の医療ニーズに的確に応えていくことにより安定的な医業収益の確保を図り、計画の目標達成に向けて取り組むなど健全な経営に努められたい。また、中期的な観点から病院事業の経営を計画的に推進することで医療サービスが安定的かつ継続的に提供されるよう、次期中期経営計画を策定されたい。</p>	

## ○ 健全な経営について

新型コロナウイルス感染症の影響や同感染症に係る国からの交付金の減少、エネルギー価格の高騰等により、病院経営を取り巻く環境は厳しさを増していますが、新興感染症への備えも含め新たなニーズに対応しながら、県立病院としての役割・機能を担っていけるよう、患者数等の目標達成と健全な経営に努めていきます。

## ○ 次期中期経営計画の策定について

次期中期経営計画（公立病院経営強化プラン）については、国のガイドラインに基づき、地域医療構想や第8次医療計画（今年度中に策定予定）との整合が求められていることから、地域医療構想調整会議で、地域の関係機関等と協議するとともに、県議会においても、10月に素案、12月に中間案、3月に最終案をそれぞれ報告し、今年度中に策定します。

項目 (1) ーア	令和4年度決算と次期中期経営計画の策定について (こころの医療センター)	意見書 5頁
意見	<p>前年度に引き続き入院患者数の減少は続いているが、診療単価の上昇により医業収益は約1,559万円増加した。一方で、病床確保に係る国からの交付金の減少により医業外収益が約3億9,783万円減少したため、純損益は、約4億4,990万円と3年連続の黒字となったが、前年度に比べ約4億2,929万円悪化した。</p> <p>入院患者数が回復していないことや、国からの交付金の減少により今後の収益確保が難しくなっているなかで、県立病院に期待される医療ニーズに対応していくため、平成30年度から進めている経営改善プロジェクトにおいて、病床管理の徹底や医療・福祉関係機関との連携強化等による医業収益の確保に取り組んでいることから、今後も引き続き経営改善に努められたい。また、医師不足が継続しているため、大学等への継続的な派遣要請や勤務医にとって魅力ある病院づくりを行うなど医師の確保に努められたい。</p> <p>今後も精神科医療の中核病院として、精神科救急・急性期医療及び認知症治療、依存症治療等の専門的医療を提供するとともに、「入院医療中心から地域生活支援中心へ」という精神科医療の方向性を踏まえ、多様な医療ニーズに応じたきめ細かなサービスの提供に努められたい。</p>	

#### ○ 経営改善について

新型コロナウイルス感染症に係る国からの交付金の減少とともに、同感染症の影響などにより、令和5年度においても患者数や医業収益は厳しい状況が続いていますが、病病連携・病診連携や患者受入れの強化等の取組を通じて新規患者の確保に努め、経営改善を図っていきます。

また、様々なニーズや今後起こりうる新興感染症の感染拡大等に備えた病棟・病床運営についても引き続き検討していきます。

#### ○ 医師の確保について

引き続き、大学医局への継続的な働きかけやホームページでの公募のほか、精神保健指定医の資格取得など医師のキャリア形成等の面から勤務医にとって魅力のある病院づくりを通じて、医師の確保に取り組んでいきます。

#### ○ きめ細かなサービスの提供について

引き続き、県内の精神科医療における中核病院として、救急・急性期医療のほか、専門外来と専門病棟による効果的な治療を提供する認知症治療や、専門性の高いプログラムを用いた依存症治療の充実に積極的に取り組んでいきます。

また、入院時から退院を視野に入れた多職種による支援を行いながら早期退院につなげるとともに、デイケアサービスや訪問看護の充実など地域生活支援を積極的に進め、入院から退院、在宅まで切れ目のない治療を提供していきます。

項目 (1) ーイ	令和4年度決算と次期中期経営計画の策定について (一志病院)	意見書 5頁
意見	<p>前年度に引き続き入院・外来患者数の減少は続いているが、診療単価の上昇により医業収益は増加した。一方で、給与費等の医業費用も増加したため純損益は前年度に比べ約2,574万円悪化したものの、約1億3,067万円の黒字となり平成25年度から10年連続の黒字となった。</p> <p>新型コロナの影響等から患者数の減少が続いていることも踏まえ、今後も引き続き公立病院として必要な役割を果たしていくことができるよう、訪問診療等の在宅療養支援、住民健診等の予防医療の取組、情報通信技術の活用等、地域のニーズに沿った医療をより幅広く提供しながら収益の増加を図るなど健全な経営に努められたい。</p> <p>また、地域の高齢化が進み、住民の医療ニーズがより一層高まっている中、総合診療医やプライマリ・ケアを担う人材育成に取り組むとともに、総合診療医を中心としたプライマリ・ケアの実践に取り組むなど、引き続き、地域に最適な医療サービスの安定的な提供に努められたい。</p>	

#### ○ 健全な経営について

地域の診療所、消防機関、福祉施設など医療・介護・予防等の多職種との連携により、入院・外来患者の確保や入院患者の在宅復帰への支援、オンライン診療を含む在宅療養サービスの提供に取り組むとともに、健康寿命の延伸に向けた予防医療を提供することにより収益の確保を図り、健全な経営を進めていきます。

#### ○ 地域に最適な医療サービスの安定的な提供及び人材の育成について

高齢化が進み医療資源が十分でない津市白山・美杉地域において、引き続き、訪問診療や訪問看護等によるきめ細かな医療サービスを提供するとともに、救急患者の受入れにも適切に対応するなど、総合診療医を中心としたプライマリ・ケアを実践していきます。

また、三重大学等と連携して研修医や医学生を積極的に受け入れるなど、総合診療医の育成拠点施設としての役割を果たすとともに、院内に設置された「三重県プライマリ・ケアセンター」の機能が十分に発揮されるよう、研修会の開催など人材育成の面から積極的に支援していきます。

項目 (1) ーウ	令和4年度決算と次期中期経営計画の策定について (志摩病院)	意見書 5頁
意見	<p>志摩病院は、平成24年度から指定管理者制度により病院経営を行っており、令和4年度からは第2期指定管理期間に入っている。</p> <p>前年度に引き続き、新型コロナ対策として病床の確保、検査、ワクチン接種等に対応しつつ、地域のニーズに応じた診療機能の充実、医師の確保等に取り組んでおり、常勤医師の採用により婦人科診療を拡充しているが、入院患者数は新型コロナ発生以降、減少が続いており回復していない。</p> <p>第2期指定管理期間の「三重県立志摩病院の管理運営に関する基本協定」（以下「基本協定」という。）では、県内の診療機能の集約化・拠点化の状況を踏まえ必要な診療機能を確保するなど、良質で満足度の高い医療を安定的・継続的に提供することを求めている。また、地域医療確保交付金制度により、診療機能が維持できるよう経営努力によってもなお不採算となる特定診療科を支援することとしている。</p> <p>このような状況を踏まえ、基本協定に基づき、志摩地域の中核的な医療機関として安定的・継続的な医療が提供されるよう、指定管理者と十分な連携を図り、二次救急医療等の診療機能の充実、医師の確保等に取り組むとともに、経営改善が着実に進められるよう、指定管理者に対する指導や支援を行われたい。</p>	

#### ○ 経営改善に向けた指定管理者に対する指導や支援について

指定管理者においては、新たな常勤医師の確保（外科、整形外科及び産婦人科）や救急受入れ（外科系救急の拡充、体制見直しによる実績の増）等により、診療機能の充実を図っていますが、全国的な医師不足や診療科偏在等の影響もあり、非常勤医師で小児科診療を維持するなど、診療体制の回復は依然として十分ではありません。

今後も、地域医療支援病院やへき地医療拠点病院、災害拠点病院としての役割も担いながら地域医療に貢献していけるよう、引き続き指定管理者に対して医師の確保を要請するとともに、病院事業庁としても指定管理者と共に三重大学に医師派遣を継続的に要請するなど十分連携して、診療機能の充実に努めていきます。

また、基本協定に基づく管理運営協議会や毎月の業務聴取等を通じて、運営状況を常に把握するとともに課題等について協議・調整を行い、経営改善に取り組んでいきます。

項目 (2)	未収金の回収と発生防止について	意見書 6頁
意見	<p>令和4年度末における病院事業庁全体の診療費自己負担金の過年度未収金は、前年度に比べて約281万円減少し約5,083万円となっている。</p> <p>令和4年度については、引き続き電話督促、催告書等の送付及び臨戸訪問を行い、回収困難案件については弁護士法人に回収委託を行うなどにより、約366万円の過年度未収金を回収しているところであるが、新型コロナに係る診療費において新たな未収金が発生しているため、引き続き早期回収に向けての取組を進められたい。</p> <p>また、高額療養制度等の各種福祉制度の申請支援や、クレジットカードによる収納等の公金収納の多様化に取り組んでいるが、新規発生件数等は増加しているため、引き続き未収金の発生防止に取り組まれたい。</p>	

### ○ 未収金の早期回収と発生防止について

過年度医業未収金の縮減に向けては、発生防止と回収の両面から対策を進めており、今後も、発生防止については入院時の高額療養費制度や公費負担制度の説明など、回収については債務者等への督促・催告に加え、法的措置や回収業務委託も活用して対応するなど、効果的で必要な対策を実施していきます。

なお、未収金の発生防止及び患者の利便性向上のため、令和5年4月から一志病院においてクレジットカードによる収納を開始しています。

#### [発生防止及び回収にかかる主な取組]

##### (1) 発生防止

- ①入院時に、入院費用の説明に加えて高額療養費制度についても説明し、診療費用の支払いに関する早期相談の促進に努めています。
- ②診療時や相談対応時など様々な機会を捉えて、公費負担制度の説明及び申請のサポートを行っています。
- ③病棟、会計、地域連携室等において、患者の支払いに関する情報の共有を徹底しながら、早期の対応（面談、早期支払いの働きかけ等）を行っています。

##### (2) 回収

- ①文書及び電話等による督促・催告を、本人に加えて連帯保証人等に対しても継続的に行っています。
- ②病院からの督促等にも応じず、理由なく支払わない者に対しては、裁判所が債権者に代わって債務者に請求する制度（支払督促）の活用や、給与の差押えなどの強制執行を行っています。
- ③県独自の対応で回収が困難なものについては、弁護士法人に回収業務を委託しています。